

横浜マラソン 2026 オフィシャルグッズ企画・製作・販売業務 仕様書

[1]業務の名称

横浜マラソン 2026 オフィシャルグッズ企画・製作・販売業務

[2]目的および位置づけ

本件業務受託事業者(以下、「受託者」)は、横浜マラソン組織委員会事務局(以下、「事務局」)と連携・協力し、横浜マラソン 2026 の大会公式グッズ(以下、「オフィシャルグッズ」)を企画・製作し、販売する。

本仕様書は、事業者選定後に締結される覚書に添付され、当該覚書の一部を構成するものとする。

[3]履行期間

本業務の履行期間は、覚書締結日から 2026 年 11 月 30 日までとする。

オフィシャルグッズの販売期間は、履行期間内において事務局と受託者で協議し、合意した期間とする。
(販売開始はランナー募集期(4 月上旬)からを想定している。)

[4]履行場所

事務局が指定する場所および受託者が設置する EC サイト等

[5]業務内容

受託者が実施する業務は下記のとおりとする。業務の実施にあたっては、原則、本業務事業者募集において受託者として選定された際の企画提案書に基づくものとする。

- (1)オフィシャルグッズの企画立案を行う。大会のコンセプトやブランドイメージを踏まえ、商品構成、アイテム内容、数量計画等を検討する。
- (2)オフィシャルグッズのデザイン制作を行う。大会ロゴ、名称等を適切に使用し、事務局の承認を得たデザインを制作する。
- (3)オフィシャルグッズの製作を行う。承認されたデザインおよび仕様に基づき、適切な製作管理および品質管理を実施する。製作・販売個数および販売方法(在庫販売、受注生産販売)は受託者が設定する。
- (4)オフィシャルグッズの在庫管理および物流業務を行う。製作数量の管理、保管、販売場所への搬入・搬出を適切に行う。
- (5)オフィシャルグッズの販売業務を行う。事務局が準備する場所および受託者が設置する EC サイト等において販売を実施する。なお、EC サイトの管理運営及び個人情報の取り扱いに関する事項については、別に定める。
- (6)オフィシャルグッズの売上管理および報告業務を行う。商品別・期間別の売上および在庫状況を整理し、事務局へ報告する。
- (7)オフィシャルグッズに関するアフター対応を行う。購入者および購入希望者からの問い合わせ、返品、交換等へ適切に対応する。
- (8)その他、本業務にかかるすべての業務を行う。

[6]業務の条件

- (1)費用負担

「[5].業務内容」にかかる一切の経費は、受託者の負担にて行うこと。ただし、事務局が準備する場所についてのみ、かかる出展料および備品使用料は事務局が負担する。
(大会前日「アスリートビブス前日受取会場」および大会当日「横浜マラソンフェスタ(仮称)」を想定している。)

(2)販売業務における利益の取り扱い

販売業務による売上は、受託者に帰属する。

(3)売上高

売上高は、販売業務における売上の合計額とする。なお、売上高は、現金販売、クレジット販売、電子マネー販売、コード決済販売など、その形態の如何に問わらず、売上のすべてを含むものとする。

ただし、送料にかかる部分については、ロイヤリティ算定の対象外とする。

(4)販売実績の報告

販売実績は受託者の責任において管理し、グッズ販売にかかる製作数・販売数および売上高を覚書締結日以降より各月の実績を翌月3日までに報告すること。

(5)ロイヤリティの支払い

受託者は履行期間終了後、ロイヤリティとして、[販売単価×販売数+消費税]×[料率・5%](ただし、1円未満の端数は切り捨て)を事務局が指定する口座に振り込むこと。なお、振込手数料は受託者の負担とする。

[7]留意事項・その他

(1)本件にかかるすべての業務は、事務局の承認または許可を得て行うこと。

(2)オフィシャルグッズの企画・製作および販売にあたり、大会ロゴデータを事務局よりデータで提供する。
企画・製作および販売に伴い使用する際は、別途定める大会ロゴの使用ルールを遵守すること。

(3)大会ロゴデータを使用できるのは、「[3]履行期間」で定める期間とする。

(4)販売するグッズは、企画立案時に受託者が提示し事務局が承認した価格で販売すること。履行期間中はいかなる理由があっても当該価格の変更(値上げ・値下げ)を行ってはならない。また、クレジットカード決済等により決済事業者へ決済手数料が発生する場合であっても、購入者に対し当該手数料を別途請求し、または販売価格に上乗せする形で転嫁してはならない。

(5)事務局と大会協賛社が締結する協賛契約の内容により、ウエア等のスポーツアパレルなど特定の種類の商品群については販売ができないこと、または販売数に制限が定められること、および販売途中であっても販売を中止することについて、あらかじめ承諾するものとする。販売不可または販売に制限のある商品群は、大会協賛社との協賛契約の状況により事務局から適宜受託者へ共有するものとする。

(6)事務局は、必要に応じて、受託者に製作販売に関する事項について報告を求め、または職員を派遣して、製作販売に関する帳簿書類、その他の物件を調査することができる。

(7)本仕様書および覚書に定めのない事項については、委託者である事務局および受託者が誠意をもって協議し、双方の合意により決定する。

EC サイトの管理運営および個人情報の取り扱いに関する特記事項

1.目的および位置づけ

この特記事項は、横浜マラソン 2026(以下「本大会」という。)のオフィシャルグッズ販売に関し、選定された事業者(以下「受託者」という。)が自ら構築・運営する EC サイトの管理運営体制および購入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項を定める。

この特記事項は、事業者選定後に締結される覚書に添付され、当該覚書の一部を構成するものとする。

2.役割分担の明確化

オフィシャルグッズの EC サイト(以下「本 EC サイト」という。)の構築、管理、運営、保守、商品販売、代金回収、発送、カスタマーサポートその他 EC サイト運営に関する一切の業務は、受託者が自己の責任と費用において行うものとする。

横浜マラソン組織委員会(以下「事務局」という。)は、本 EC サイトの運営には関与せず、購入者の個人情報には一切関与しない。ただし、本 EC サイトの運営に対し、必要に応じて是正または改善を指示することができるものとする。

3.EC サイトの構築・運営要件

受託者は、以下の要件を満たす EC サイトを構築・運営するものとする。

*一般的な EC サイトとしての安全性および信頼性を有すること

*SSL 等の暗号化通信を使用すること

*決済情報を適切に管理できる決済手段を導入すること

*使用する EC プラットフォーム、決済手段、配送方法等については、受託者の裁量により選定するものとする。ただし、関係法令を遵守することを前提とする

4.販売主体および法令遵守

本 EC サイトにおける販売主体は受託者とし、事務局は販売主体とはならない。受託者は、特定商取引法その他の関係法令を遵守し、販売事業者情報を本 EC サイト上に適切に表示するものとする。

5.個人情報の管理責任

本 EC サイトを通じて取得される購入者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、決済関連情報その他の個人情報(以下「個人情報」という。)は、すべて受託者が自己の管理情報として取得・管理するものとする。

事務局は、個人情報を取得、利用、保管、閲覧、提供その他一切の取り扱いを行わないものとする。

6.個人情報の利用目的

受託者は、個人情報を以下の目的の範囲内でのみ利用するものとする。

*オフィシャルグッズの販売、発送、代金回収

*購入者からの問い合わせ対応

*不良品、返品、交換対応

*法令に基づく対応

7.個人情報の利用制限

受託者は、本 EC サイトにおけるオフィシャルグッズの販売によって取得した個人情報を、自己の事業活動、マーケティング、営業、広告、分析、顧客データベース化、二次利用その他これに類する目的に利用してはならない。

8.個人情報の保有期間および消去

受託者は、本件業務が終了した日から 3 か月以内に、個人情報を消去または復元不能な方法により廃棄するものとする。

9.第三者提供および再委託

受託者は、法令に基づく場合を除き、購入者本人の同意なく個人情報を第三者に提供してはならない。

決済代行会社、配送業者等に個人情報を提供する場合には、利用目的の範囲内に限定し、適切な管理および契約を行うものとする。

10.安全管理措置

受託者は、個人情報の漏洩、滅失、毀損、不正アクセス等を防止するため、組織的、人的、物理的および技術的な安全管理措置を講じるものとする。

11.事故発生時の責任

個人情報に関する事故が発生した場合、受託者は自己の責任と費用において対応するものとする。

当該事故により事務局に損害または社会的信用の低下が生じた場合、受託者はその責任を負うものとする。

12.免責

本 EC サイトの運営、販売行為、個人情報の取り扱いに起因して生じた一切のトラブル、紛争、損害については、受託者が責任を負うものとし、事務局は一切の責任を負わないものとする。

13.協議事項

この特記事項に定めのない事項または疑義が生じた場合には、事務局および受託者が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。